空調設備保守点検業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、甲本社及び○○市○○町○の甲の工場における冷温水発生機、ポンプ類、冷却塔における点検整備業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務の仕様については、別紙記載のとおりとする。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年○月〇日までとする。ただし、期間満了の〇か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らの意思表示を行わないときは、本契約はさらに1年間更新され、以降も同様とする。

2　乙は、前項の期間中に、本件業務を、〇ヶ月毎に計〇回実施する。

第３条

甲は、乙に対し、本件業務の実施1回毎に、委託料として金〇円を支払う。

2　乙は、本件業務の実施後翌月10 日までに委託料を甲に請求するものとし、甲は同月末日までに甲が乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

3　本件業務履行時にかかる費用は乙の負担とする。ただし、甲の都合により費用が発生した場合はその限りではない。

第４条

甲は、乙が委託業務の遂行に要する施設・設備・器具及び業務材料（以下「施設等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設等の使用を、善良なる管理者としての注意をもって行う。

第５条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第６条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、第三者に再委託してはならない。ただし、甲に書面による事前の承認を得た場合はこの限りではない。

第７条

本件業務の履行に関して発生した損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第８条

甲は、必要に応じて、乙に対し本件業務の実施状況について報告を求めることができる。

第９条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

２　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第１０条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１１条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印